

短期入所生活介護
介護予防短期入所生活介護

重 要 事 項 説 明 書

社会福祉法人 章佑会
やすらぎの里・尾車

短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護 重要事項説明書

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電 話： 0 4 3 9 - 7 0 - 1 2 1 2

(午前8時30分～午後5時30分まで)

担当者： 生活相談員 介護支援専門員

ご不明な点は、何でもお尋ねください。

2. やすらぎの里・尾車の概要

(1) 施設の名称等

・サービス種類	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
・施設名	やすらぎの里・尾車
・開設日	平成27年 10月 1日
・所在地	千葉県君津市尾車619-1
・電話番号	0439-70-1212
・FAX番号	0439-70-1213
・管理者	京野 克宏
・施設の種類	併設型ユニット型
・介護保険指定番号	1273001428

(2) 施設の職員体制

① 管理者（施設長）	1 名（常勤）
② 医師	1 名以上
③ 介護支援専門員	1 名以上
④ 生活相談員	1 名以上
⑤ 介護職員	3. 5 名以上（常勤換算方法）
⑥ 看護職員	1 名以上（常勤換算方法）
⑦ 管理栄養士または栄養士	1 名以上
⑧ 機能訓練指導員	1 名以上
⑨ 調理員	委託

(3) 職務内容

- ①施設長（管理者）は、施設の業務を統括するとともに、職員の管理及び利用の申込みに係る調整及び職員に施設の諸規定を遵守させるとともに必要な指揮命令を行います。
- ②医師は、診察、健康管理及び保健衛生指導に従事します。
- ③介護支援専門員は、【短期入所生活介護計画書】を作成、実施状況を把握、必要があれば計画を変更して利用者様の満足度を確保することに従事します。
- ④生活相談員は、生活相談、面接、身上調査並びに各個人ごとの処遇の企画及び実施に関することに従事します。
- ⑤介護職員は、必要な日常生活上の介護、援助、危機防止等に従事します。
- ⑥看護職員は、診療の補助及び看護並びに保健衛生管理に従事します。
- ⑦管理栄養士は、献立作成、栄養管理・栄養ケアマネジメント、経口摂取への移行、療養食の提供、栄養量計算及び食事記録、調理員への指導等の食事業務全般並びに栄養指導に従事します。
また、栄養士は、献立作成、栄養管理、経口摂取への移行、療養食の提供、栄養量計算及び食事記録、調理員への指導等の食事業務全般並びに栄養指導に従事します。
- ⑧機能訓練指導員は、利用者様が日常生活を営むのに必要な機能を改善又は維持に努め、その減退を防止するための訓練指導、助言を行います。
- ⑨調理員は、給食業務に従事します。
- ⑩事務員は、庶務、会計業務及び事務全般に従事します。

(4) 施設の設備等の概要

・ 定 員	10名（1ユニット 10名）
・ 居 室	ユニット型個室（10室）
・ 浴 室	1階に介護用特殊浴室
・ 機 能 訓 練	当該ユニットの共同生活室
・ 共同生活室	当該ユニットに設置
・ 医 務 室	1階に設置
・ 談話スペース	各ユニットに設置

(5) 施設利用対象者

- ①当サービスの利用は、原則として要介護認定で要介護1以上、要支援認定で要支援1以上の方が対象となります。
- ②利用前に感染症等に罹患されている場合はお知らせください。また、重篤な疾患等により治療を要し入院治療を要する場合は、入居を見合わ

せることがあります。

3. サービスの内容

(1) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護について

サービス提供は事前に説明を行い、理解を頂いた上で実施します。

しかし、状況などを勘案して事後に説明を行う事があります。

利用の際には心身の状況に応じ自立の支援と継続、日常生活の充実を目的として、適時適量に行う事とします。

(2) 介護サービス計画の立案

介護支援専門員により施設における一人一人の有する能力、置かれている環境等の評価を通じて現に抱える問題点を明らかにし、自立した日常生活を送って頂くことができるように介護サービス計画を作成します。

作成においては多職種連携のもとで原案を作成し、説明・同意を得て計画完成としてサービスを実施し、必要時に見直しを行います。

(3) 食事

管理栄養士・栄養士の立てる献立により、栄養並びに利用者様の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。

利用者様の自立支援のため、共同生活室にて食事を召し上がって頂くことを原則としています。

(喫食時間)

朝食	午前	7時30分～	9時30分
昼食	午後	11時30分～	13時30分
間食	午後	2時30分～	3時30分
夕食	午後	5時30分～	7時30分

(4) 入浴

入浴に介助を要する利用者様には特別浴槽で対応します。

週に2回はご利用いただきます。ただし、利用者様の身体の状態に応じて清拭を実施し、清潔保持に努めます。

(5) 排泄

排泄の自立を目指すために、心身の能力を最大限活用したサポートを行います。

おむつをお使いの方は、適切に交換します。

(6) 機能訓練

機能訓練指導員の指導のもと身体等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練をします。

(7) 着脱、整容など

生活リズムに合わせ、適切に離床や着替え、整容等のサポートをします。

(8) 相談・援助

心身の状況、環境などを適切に把握し、相談に応じるとともに、必要な助言等のサポートをします。

また、自立支援の観点から在宅復帰などの相談・援助なども行います。

(9) 栄養管理

年齢、心身の状況に応じて適切な内容の食事を提供します。

また、栄養ケアマネジメント等を用いて低栄養状態を予防・改善するため、多職種で共同して個人別に最適な栄養状態の管理やケアを行います。

(10) 口腔ケア

年齢、心身の状態に合わせて、毎食前後に行います。

(11) 健康管理

医師と看護師が健康管理及び適切な医療を行います。

(12) 社会生活上の便宜

教養娯楽及びレクリエーション、季節に合わせた行事などを計画・実施します。

行政機関に対する手続きの代行などを行います。

(13) 利用者様が選定する特別な食事の提供

(14) 複写物の交付

利用者様（ご家族も含む）は、介護・看護サービスの提供についての記録をいつでもご覧になれます。

(15) その他

これらのサービスの中には、利用者様の方から基本料金とは別に利用料金を頂くものもありますので、具体的にご相談ください。

4. 利用の料金

(1) 基本料金

施設をご利用なさるにあたり、サービス実施に伴う費用やサービス体制に加算される費用、該当者の方に加算される費用があります。

①短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービス費

②各種加算（心身の状況に即した加算を提示し、ご説明させていただきます。）

(2) 介護保険給付対象外サービスの利用料

その他の料金として居住費、食費、特別な食事の費用、日常生活品費、理美容代、事務雑費に関する諸経費を徴収させていただきます。

(3) 滞在費・食費の軽減措置について

滞在費・食費は、所得に応じて軽減措置（負担限度額）を設けております。

(4) お支払い方法

上記の料金は1か月ごと計算し、翌月の22日以降に請求書をお送り致しますので、翌々月の10日までに下記のいずれかの方法でお支払いください。

①銀行振り込み

銀行名：京葉銀行 君津支店	口座種別：普通預金
口座番号：8218124	口座名義：社会福祉法人 章佑会
	理事長 馬場 康雄

②自動引き落とし（別途、引き落とし手数料）

③現金でのお支払い

5. 利用の手続き

(1) 要介護1、もしくは要支援1以上の認定を受けた方で、利用を希望する方は担当の介護支援専門員により申し込みを行っていただきます。

(2) 契約の締結

入所が決定した場合、双方の同意のもと契約を締結しますが、契約の有効期間は要介護認定の期間と同じです。ただし、入所要件が満たされていれば自動的に更新します。

(3) 契約の終了

次の事由に該当した場合、事業者は利用者様に対して、30日間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

- ①利用者様のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
- ②利用者様が、事業者やサービス従業者または他の入所者に対して、この契約を継続し難いほどの重大な背信行為を行った場合
- ③やむを得ない事情により施設を閉鎖または縮小する場合

(4) 契約の自動終了

以下の場合、連絡がなくても契約は自動的に終了します。

- ①介護保険施設や特定施設入居者生活介護事業所、認知症対応型共同生活介護など地域密着型サービスの利用を開始した場合。
- ②介護認定区分が、非該当（自立）となった場合。
- ③ご本人が死亡または被保険者資格を喪失した場合。

6. 施設利用の留意事項

①食事

施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者様の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

②面会

全日 午前10時より午後5時までとします

③外出

外出の際には、施設長に外出先、用件、施設へ帰着する予定日時等を届け出て承認を受けなければなりません。

気分転換や在宅復帰への支援として、外出についてご家族様の御協力をお願いすることがあります。

④外出時などにおける協力病院以外の受診について

かかりつけ医など受診が必要な際には事務所へお申し出ください。医師

の診療情報提供書が必要になる場合があります。

⑤飲酒・喫煙

敷地内での喫煙・飲酒は原則禁止とします。

⑥火気の取扱い

火気の取扱いは、禁止とします。

⑦居室・設備・備品の管理

施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがって利用するものとし、これに反した利用により破損等が生じた場合は、利用者様の自己負担により現状に復していただくか、損害賠償を請求いたします。

⑧所持品・備品等の持ち込み

利用にあたり、身の回り品以外は原則として持ち込むことはできません。

⑨金銭・貴重品の管理

多額の金銭・貴重品の持ち込みは、原則禁止とします。持ち込まれた金銭や貴重品等で、紛失等の支障が生じてても、施設は責任を負いかねます事をご承知ください。

⑩宗教活動・政治活動・営利行為

施設内での他の入居者に対する宗教活動、政治活動及び営利行為は禁止とします。

⑪ペットの持ち込み

施設内へのペットの持ち込み及び飼育は、禁止とします。

⑫その他

他利用者様への迷惑行為は禁止いたします。

7. 非常時・災害時の対応

- | | |
|------------|------------------------|
| (1) 防災時の対応 | 関係法令に従って防災対策を行います。 |
| (2) 防災設備 | 火災通報装置、消火器、消火栓、スプリンクラー |
| (3) 防災訓練 | 年間 3回 |
| (4) 防火責任者 | 皆川 和弘 |

8. サービス内容に関する相談・苦情

(1) 当施設へのご相談・苦情担当

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けています。

苦情受付窓口（責任者） 施設長 京 野 克 宏

介護支援専門員 高品 博之

第三者委員 土橋 登志夫

受付時間 午前8時30分～午後5時30分まで

電 話 0439-70-1212

(2) 施設以外に区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

① 君津市介護保険課 介護推進係 連絡先 0439-56-1736

② 千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情処理係
連絡先 043-254-7428

9. 料金

介護保険給付対象サービスの利用料（自己負担額「負担割合が1割の場合」）

地域区分：7級地 1単位＝10.17円

項 目		単位数	日額の費用
利用料	要支援1	529	545円
	要支援2	656	676円
	要介護1	704	725円
	要介護2	772	795円
	要介護3	847	872円
	要介護4	918	946円
	要介護5	987	1017円
夜勤職員配置加算Ⅱ		18	18円
サービス提供体制強化加算Ⅱ		6	6円
短期生活看護体制加算Ⅱ		12	12円
※ 療養食加算 (1食あたり)		8	—
送迎加算 (自宅⇄やすらぎの里 片道)		184	187円／回
介護職員等処遇改善加算 《Ⅱロ》		総単位数 × 17.2%	
生産性向上推進加算Ⅱ		10	10円

・上記は指定施設サービス等に要する費用額の算定に関する基準に準拠しており、介護報酬の改定などの際にはその都度更新し、同意を得ることとする。

・職員の配置体制により加算は変更することがあります。

※印のついている加算は該当者のみの加算です。

介護保険給付対象外サービスの利用料

居住費※	2, 0 6 6 円
食費※	1, 5 4 5 円 (朝食 4 1 6 円 昼食 5 0 1 円 間食 1 2 7 円 夕食 5 0 1 円)
特別な食事の費用	実 費
理美容代	カット 1 5 0 0 円～ / 顔剃り 5 0 0 円
電気代	1 器具につき 55 円/日
スマートフォン代	1 台につき 500 円
テレビ代 冷蔵庫代	1 台につき 1 0 0 円/日 電気使用量込み
送迎代	4 0 0 円 / 1 km 毎
事務雑費	1 ヶ月 2 0 0 円
口座引落手数料	京葉銀行：5 5 円 / その他の銀行：1 6 5 円

※居住費、食費について、減額措置対象者は下記のとおりとする

○居住費・食費の軽減措置について

居住費・食費は、所得に応じて軽減措置（負担限度額）を設けられています。

軽減は「介護保険負担限度額認定証」の交付を受け、施設窓口に提出をお願いします。

軽減措置の対象となるのは利用者様負担第1段階～第3段階です。

- 第1段階 ・市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者
・生活保護受給者
- 第2段階 ・市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と
合計所得金額の合計が80万円以下の方
- 第3段階 ・市町村民税世帯非課税であって
① 課税年金収入が80万超120万円以下の方
② 課税年金収入が120万円超の方
- 第4段階 ・上記以外の方

居住費（ユニット型個室）

負担限度額			第 4 段階以上
第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階	
8 8 0 円／日	8 8 0 円／日	① 1, 3 7 0 ／日	2, 0 6 6 円／ 日
		② 1, 4 7 0 ／日	

食費

負担限度額			第 4 段階以上
第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階	
300 円／日	600 円／日	① 1030 円／日	1, 5 4 5 円／
		②1360 円／日	

10、福祉サービス第三者評価実施状況

実施の有無	有 ・ 無
-------	-------

個人情報の利用目的

やすらぎの里・尾車では、利用者様の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

1、利用者様への介護サービスの提供に必要な利用目的

①地域密着型介護老人福祉施設内部での利用目的

- ・ 当施設が利用者様等に提供する介護サービス
- ・ 介護保険事務
- ・ 介護サービスの利用者様に係る当施設の管理運営業務のうち
入退所等の管理、会計・経理、事故等の報告、介護・医療サービスの向上

②他の事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ・ 当施設が利用者様等に提供する介護サービスのうち
利用者様に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答、利用者様の診察等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合、検体検査業務の委託その他の業務委託、家族等への心身の状況説明
- ・ 介護保険事務のうち
保険事務の委託、審査支払機関へのレセプトの提出、一審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

2、上記以外の利用目的

①当施設の内部での利用に係る利用目的

- ・ 当施設の管理運営業務のうち
医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料、居室における氏名の掲示、氏名・写真等を広報誌へ掲載、当施設において氏名・写真を広報誌などにて掲示、当施設において行われる学生の実習への協力、当施設において行われる事例研究

②他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

